

「新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部」の設置について

新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が政府から発令されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部」を設置しましたので、お知らせします。

新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部について

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部員：危機管理監、各局・区長(市長公室長を含む。)、保健衛生部長

本市では、令和2年2月14日から相模原市事件・事故対処計画に基づき「危機対策本部」を設置していましたが、緊急事態宣言発令を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部」へ移行したものです。

また、緊急事態宣言を受けまして、別紙のとおり市長からコメントが出ております。

緊急事態宣言の発令に対する市長コメント

新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制するため、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が政府より発令されました。

この「緊急事態宣言」に基づき、今後、神奈川県知事より、外出の自粛など様々なことについて要請がなされます。

このことにより、暮らしや経済活動などに大きな影響が生じることで、市民の皆様には大変なご負担、ご不便をおかけしますが、本市においても感染症患者の増加が続く中、まさに、今こそが、今後の感染拡大を抑制できるかの重要な局面にあります。

どうかこの状況を冷静に受け止めていただき、一人ひとりが実行可能な感染拡大予防策について、引き続き徹底をしていただくよう、お願いいたします。

また、感染された方の一日も早い回復をお祈りするとともに、その方やご家族等に対する人権と個人情報の保護にもご配慮をお願いいたします。

市民の皆様へ、引き続き必要な情報を適切にお伝えできるよう取り組むとともに、国において検討されている、各種経済対策や生活支援策等についても、速やかに実施できるよう体制を整えてまいります。

最後に、医療現場の最前線で、感染された方の対応に当たっている医療従事者をはじめ、感染拡大予防に取り組まれている企業や多くの市民の皆様へ深く感謝を申し上げます。

この未曾有の難局を乗り越え、市民の皆様の健康と安心を守るため、今後とも迅速に対策に取り組んでまいります。

令和2年4月7日

相模原市長 本村 賢太郎